

令和8年度

北谷町営住宅補充(空家待ち)入居者募集のご案内



申込受付期間：令和8年6月3日(水)～令和8年6月16日(火) ※土・日・祝日を除く。

[受付時間]午前8時30分～午後5時15分 ※正午から午後1時00分までを除く。

申込み・お問合せ先：北谷町役場 建設経済部 都市計画課 計画係  
☎(098)982-7703(直通)

# 目 次

1	公募内容	(1)	(2)
2	申込みから入居までの流れ	(3)	
3	申込み及び入居の留意事項等	(4)	
4	優遇申込者について	(5)	
5	控除金額一覧	(6)	
6	よくある質問 (Q&A)	(7)	
7	申込書 (記入例)	(8)	

## 令和8年度北谷町営住宅補充（空家待ち）入居者を次のとおり公募します。

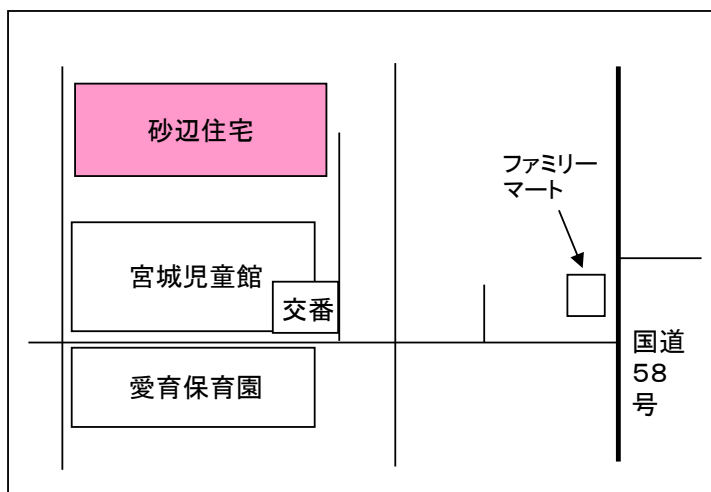
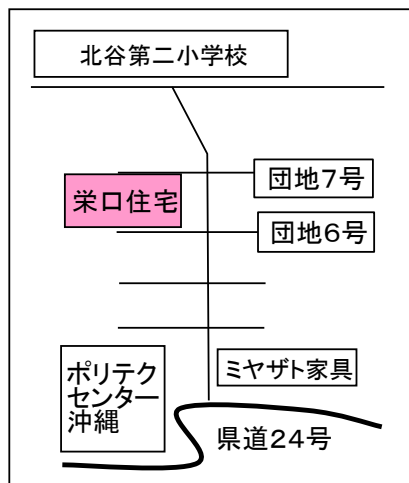
- ・今回の募集は、町営住宅補充（空家待ち）入居待機者を決定するためのものです。  
空家が発生しない場合は入居できません。
- ・待機順位は、申込者の中から抽選で、町営栄口住宅5位まで、町営砂辺住宅15位までを決定します。
- ・今回の抽選結果は、令和9年度募集の抽選日に失効します。
- ・前年度に決定した入居待機者は、今回抽選日で失効します。引き続き入居希望の方は再度お申込みください。

### 【申込対象住宅】

名称	位置	管理戸数	規格	建設年度	家賃	空家戸数
町営 栄口住宅	字吉原 730番地1 (左下図参照)	58戸	中層耐火構造 65～70㎡ 3LDK	A棟： 平成6年度 B・C棟： 平成7年度	A棟：月額21,600円～	0戸
					B棟：月額21,700円～	0戸
					C棟：月額23,300円～	0戸
町営 砂辺住宅	字宮城 2番地3 (右下図参照)	94戸	高層耐火構造 44～71㎡	A・B棟： 平成25年度 C棟： 平成27年度	A棟1LDK：月額17,900円～	0戸
					A棟2LDK：月額22,000円～	0戸
					A棟3LDK：月額24,400円～	0戸
					B棟2LDK：月額22,000円～	0戸
					B棟3LDK：月額24,400円～	0戸
					B棟4DK：月額29,000円～	0戸
					C棟2LDK：月額22,200円～	0戸
					C棟3LDK：月額24,600円～	0戸

※空家戸数（令和8年4月末現在）は変動することがございます。

※町営砂辺住宅は、入居する家族人数によって入居できる住戸タイプに基準がございます。（次頁参照）



### 【申込方法】

「補充（空家待ち）入居申込書」に必要事項を記入後、都市計画課窓口までご提出ください。

※「補充（空家待ち）入居申込書」は町ホームページからも取得できます。

※優遇申込者については、別途「必要書類」もご提出ください。（別紙「優遇申込者について」参考）

**【入居者資格】** … 次の①～⑤全てに該当する者のみ申込み資格を有します。

- ①入居時に、町内に6月以上在住（住民登録済）又は勤務場所（勤続1年以上）を有すること。  
※申込時点ではありません。
- ②現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。  
※1 単身入居できる場合もあります。  
※婚姻予約者は入居契約時において婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ③申込者及びその同居親族の公営住宅法でいう収入月額が次の基準内であること。
  - 一 一般：158,000円以下であること。
  - 高齢者・障害者等：214,000円以下であること。 ※2
- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。  
（入居予定者全員が持家（共有を含む）を所有していないこと）
- ⑤申込者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない方であり、かつ、現に同居する親族又は同居しようとする親族がある者にあつては当該親族が暴力団員に該当しない方であること。

**※1 単身入居できる場合とは？**（次のいずれかに該当するもの。ただし、別居中の者又は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）

- ・60歳以上の者    ・障害者    ・戦傷病者    ・原爆被爆者
- ・生活保護受給者    ・海外引揚者    ・ハンセン病療養所入居者等    ・DV被害者

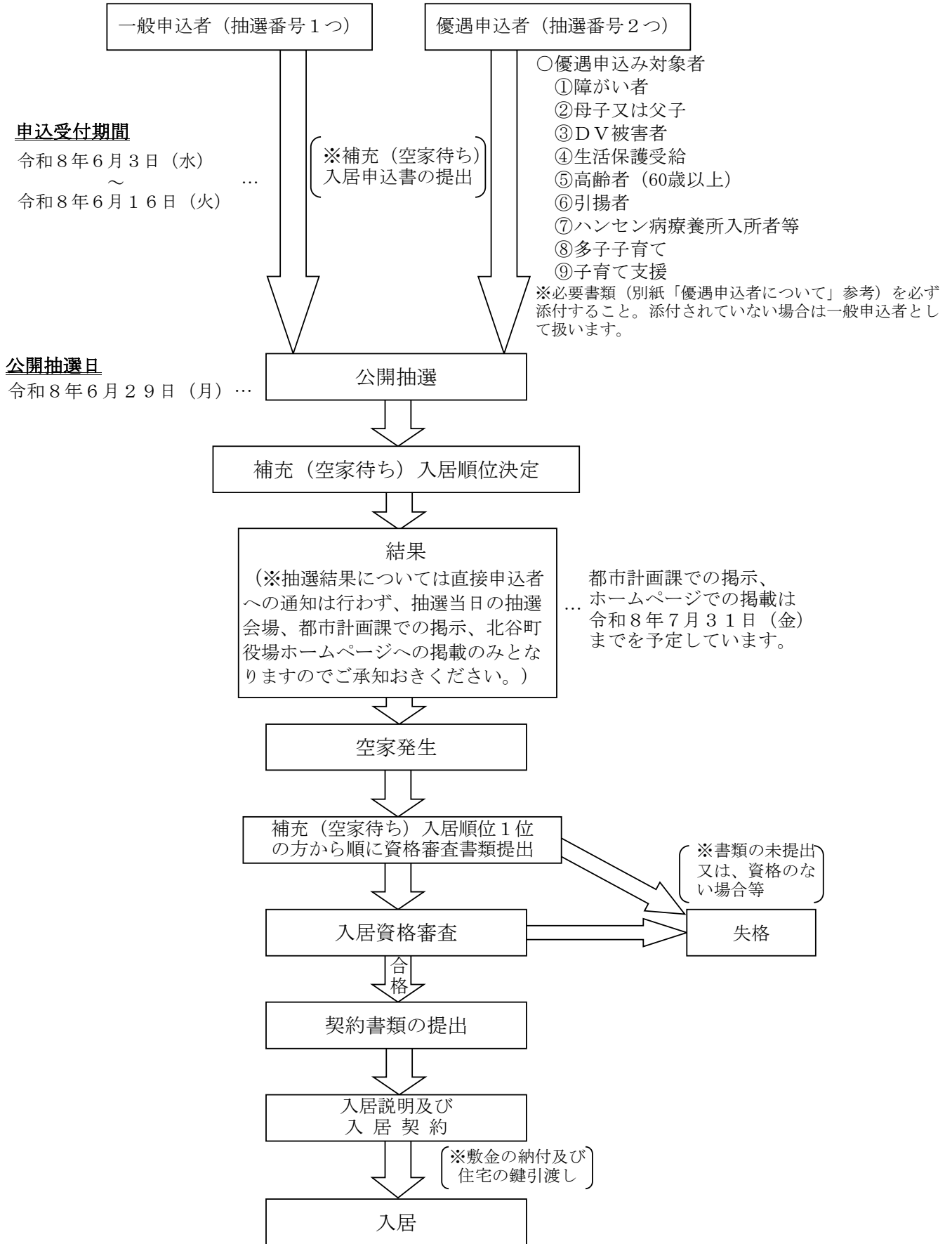
**※2 高齢者・障害者等とは？**（次のいずれかに該当するもの）

- ・入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれも60歳以上又は18歳未満の者である場合
- ・同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- ・入居者又は同居者に身体障害者（1～4級）・精神障害者（1～3級）・知的障害者（A1～B1）に該当する者がある場合
- ・入居者又は同居者に戦傷病者がある場合
- ・入居者又は同居者に原爆被爆者がある場合
- ・入居者又は同居者に海外引揚者がある場合
- ・ハンセン病療養所入所者等

### **【注意事項】**

- ①申込みは一世帯1つの申込みに限ります。（同居親族、婚約者同士でそれぞれ申込んだ場合、万一誤って申込みが受付されても重複申込みとみなし、その全部を無効とします。）
- ②公営住宅に現在住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替えるための申込は原則として受付できません。（公営住宅とは県営住宅、市町村営住宅をいいます。）
- ③入居者は、国内に在住する20歳以上の者で入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を1人つけなければなりません。ただし、特別の事情があると認められる場合は免除することができます。
- ④申込者の補充（空家待ち）入居順位を決めますが、それぞれの順位までの空家が発生しないときは入居できませんので予めご了承下さい。
- ⑤町営砂辺住宅は現況世帯数により、入居できる住戸タイプに基準を設けております。  
（1LDK：1～2人、2LDK：2～3人、3LDK：3～5人、4DK：5人以上）
- ⑥申込みの受付後、申込区分（一般・優遇）や申込住宅（栄口・砂辺）の変更はできません。  
十分にご検討のうえでお申込みください。

# 申込みから入居までの流れ



## 申込み及び入居の留意事項等

1. 申込者（本人）は世帯主となる者としてください（入居時の名義人となります。）。
2. 単身で申込む方については、申込み期間中に単身入居の要件を満たしている方とします。
3. 失格事項：次のような場合は失格となり、補充（空家待ち）入居者の抽選当選者名簿から削除します。
  - ・申込内容に虚偽がある場合
  - ・同一世帯又は同一人で2通以上の申込みをした場合
  - ・その他申込みに必要な事項に不備がある場合
  - ・申込者が死亡、離婚などの理由により入居できなくなった場合
  - ・申込書に記載した同居予定者に変更がある場合（出生、死亡など、やむを得ない理由がある場合を除く。ただし、入居者資格を満たさない場合は失格となります。）
  - ・優遇申込者として申込んだが、その後、結婚、離婚、死亡などの理由により、優遇申込者資格が無くなった場合
  - ・入居審査の通知を受けたが、決められた日までに手続きを行わなかった場合
  - ・住所を変更したため、入居審査の案内通知が届かない状態になった場合（住所変更後、速やかに町へ連絡してください。）
4. 連帯保証人の条件（次の①～⑤の全てに該当する方1名）
  - ①申込者と同程度以上の収入を有する方
  - ②年齢20歳以上の方
  - ③国内に在住する方
  - ④独立の生計を営んでいる方
  - ⑤所得税の課税所得者の方特別の事情があると認められる場合は免除することができます。  
免除する場合は身元引受人が必要となります。
5. 敷金は、家賃の3か月分相当額を入居手続きの時に納入していただきます。
6. 家賃の納付期限は毎月10日までです。  
※家賃を3か月以上滞納された場合は、住宅の明渡しを請求いたします。
7. 家賃は毎年、入居者からの収入申告に基づき、その収入等に応じて見直されます。
8. 町営住宅では、犬・猫・鳥等の動物を飼うことはできません。
9. 提出された書類は、原則返却いたしません。提出後は関係法令等に則り適切に管理いたします。
10. 次の各項目にある費用は、共益費として入居者の負担となります。  
※共益費は町営住宅自治会へ納入していただきます。
  - ①電気料金：屋内外共用部分の電灯・エレベーター動力・高架水槽のポンプ・集会場の電気料
  - ②水道料金：共同水洗・集会場の水道料
  - ③共同施設費：各電灯・樹木草花の剪定手入費
  - ④その他入居者が当然負担すべき諸経費
11. 入居契約後、町営住宅自治会に加入し、町営住宅の運営に協力していただきます。
12. 車両を駐車できる区画は原則1戸1台分となっており有料（1,500円）です。

## 優遇申込者について

優遇申込者とは、下記1～9のいずれかに該当する者をいう。

優遇申込可能な場合	内容説明	必要書類	注意
1 障がい者世帯	①身体障がい者（1～4級） ②精神障がい者（1～3級） ③重度又は中度の知的障がい者（A <sub>1</sub> ～B <sub>1</sub> ） ④戦傷病者	・障がい者手帳の写し（氏名、等級の確認のとれる部分）	優遇以外の等級については一般申込者として扱います。また、障がい者手帳に有効期限がある場合、応募期間中に期限の到来しないものを提出すること。
2 母子世帯又は父子世帯	配偶者がなく、現に18歳未満の子を扶養している者の世帯（※事実婚を除く。）	・戸籍謄本 ※概ね3か月以内のもの	申込み世帯に親や兄弟が入っている場合は認められません。
3 DV被害者世帯	配偶者暴力相談支援センター等からの証明書等があるもので、現に18歳未満の子を扶養している者の世帯	・次の①～③のいずれか1つ ①女性相談支援センターの一時保護証明書 ②配偶者暴力対応機関等の公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 ③裁判所発行の保護命令証明書	①は、保護終了日から起算して5年を経過していないものを提出すること。 ②は、確認書による相談受付日から5年を経過していないものを提出すること。 ③は、保護命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していないものを提出すること。
4 生活保護受給世帯	生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書（中部福祉事務所発行）※概ね3か月以内のもの	
5 高齢者世帯	①入居者及び同居者全員が年齢満60歳以上である場合 ②入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合	・住民票謄本（続柄入り・マイナンバーなし）※概ね3か月以内のもの	
6 海外引揚者	海外からの引揚者で、引揚から5年を経過していない者の世帯	・海外引揚証明書	
7 ハンセン病療養所入所者等	「らい予防法の廃止に関する法律」より「らい予防法」が廃止されるまでの間（平成8年3月31日までの間）に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣の定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（平成13年6月22日）において生存しているもの	・国立ハンセン病療養所等の長の証明書	
8 多子子育て世帯	現に18歳未満の子を3人以上扶養している世帯	・住民票謄本（続柄入り・マイナンバーなし）※概ね3か月以内のもの	
9 子育て支援世帯	現に18歳未満の子を2人以上扶養している世帯であり、かつ、公営住宅法でいう収入月額が <u>104,000円以下</u> の世帯	・住民票謄本（続柄入り・マイナンバーなし）※概ね3か月以内のもの ・課税証明書（令和8年度（令和7年分））※16歳以上の方は全員提出	

## 控除金額一覧

	控除の種類	内容	控除額
基本的控除	1 所得調整控除	給与所得又は公的年金所得を有する方	100,000円×( )人 ※給与所得等が100,000円未満である場合は当該合計額
	2 同居親族	本人以外の同居親族(婚約者を含む)	380,000円×( )人
	3 別居扶養親族	別居している所得税法上の扶養親族(同一生計配偶者を含む)	
その他の控除	4 老人扶養親族	同一生計配偶者又は所得税法上の扶養親族のうち70歳以上の方	100,000円×( )人
	5 16歳以上23歳未満の扶養親族	16歳以上23歳未満の所得税法上の扶養親族	250,000円×( )人
	6 障がい者	本人、同居親族又は別居扶養親族の中で障がい者手帳の交付を受けている方(特別障がい者を除く。) ・身体(3級以下) ・精神(2級以下) ・知的(B1以下)	270,000円×( )人
	7 特別障がい者	本人、同居親族又は別居扶養親族の中で重度の障がい者手帳の交付を受けている方 ・身体(1級・2級) ・精神(1級) ・知的(A1・A2)	400,000円×( )人
	8 寡婦控除	本人又は同居親族のうち、次に掲げる者でひとり親に該当しないもの ①夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、以下の要件を満たすもの (1)扶養親族を有すること。 (2)合計所得金額が500万円以下であること。 (3)その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。  ②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、①の(2)及び(3)の要件を満たすもの	270,000円 ※所得額から「1 所得調整控除」の額を控除して270,000円未満の場合は当該残額
9 ひとり親控除	本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、以下の要件を満たすもの (1)その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下)を有すること。 (2)合計所得金額が500万円以下であること。 (3)その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	350,000円×( )人 ※所得額から「1 所得調整控除」の額を控除して350,000円未満の場合は当該残額	

※胎児は、控除の対象とはなりません。

## よくある質問（Q&A）

Q. ○○小学校または○○中学校区域に町営住宅はありますか。

A. 下表のとおり

町営住宅名	小学校区	中学校区
町営栄口住宅	北谷小学校	北谷中学校
町営砂辺住宅	浜川小学校	桑江中学校

Q. 県営住宅はいつ申し込み開始ですか。

A. 例年であれば7月に申し込み期間があります。ただし、建替事業等により申込できる住宅が変更となることがあります。

Q. 夫婦がそれぞれ申し込むことは可能ですか。

A. 2ページ【注意事項】①に記載されているとおり、各世帯1通の申込であり、夫婦でのそれぞれの申込は認めていません。

Q. 県営住宅に住んでいるが町営住宅に申し込み出来ますか。

A. 2ページ【注意事項】②に記載されているとおり、できません。

Q. 町営住宅を申し込んで、県営住宅も申し込むことは可能ですか。

A. できます。ただし、町営住宅か県営住宅のどちらかに入居することが決まった場合、もう片方の空家待ち申し込みは無効となります。

Q. 難病認定患者のいる世帯に対しては優遇措置がありますか。

A. 障害者手帳が発行されている場合には、障害者世帯の基準に準じます。

# 令和8年度北谷町営住宅補充（空家待ち）入居申込書

令和8年6月10日

申込区分	区分	抽選番号 ※一般：1つ ※優遇：2つ	
	一般	※	
	優遇	※	※

希望住宅	区分	
	栄口	
	砂辺	

記入例

※該当する区分に○印。

※どちらか一方（栄口か砂辺）に○をしてください。

申込者	住所	〒904-0192 北谷町桑江〇丁目〇番〇号 〇〇アパート 101号			名称	〇〇商事	
	フリガナ	チャタン タロウ			勤務先	所在地 北谷町字桑江〇〇〇番地	
	氏名	北谷 太郎					
	自宅電話	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇					
	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
町営住宅に入居しようとする親族	No	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業又は学年	年間所得額
	①	北谷 太郎	本人	昭和58. 4. 12	43	会社員	2, 500, 000円
	②	〃 花子	妻	昭和59. 2. 23	42	パート	1, 300, 000円
	③	〃 一郎	子	平成15. 12. 10	22	大学4年生	0円
	④	〃 次郎	子	平成22. 9. 7	15	中学3年生	0円
	⑤	〃 三郎	子	令和3. 6. 1	5	なし	0円
	⑥			. .			円
	⑦			. .			円
	⑧			. .			円
						合計	3, 800, 000円
現在住んでいる住宅の種類（該当する記号に○印。）				※収入の確認			
ア 自宅（名義人： ）				（年間所得額の合計-控除額の合計）÷12 (3,800,000円-1,970,000円) ÷12か月= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">152,500円</span> <small style="float: right;">A (公営住宅法でいう収入月額)</small>			
イ 公営住宅（名義人： ）							
ウ 賃貸住宅（ <u>アパート</u> ・マンション・一戸建）				※その他の控除額については別紙「控除金額一覧」を参考にして下さい。			
エ 親族の持家 オ 実家 カ 社宅・寮 キ 間借り				※Aの額が下記の金額を超える場合は、申し込まれても失格となります。			
ク 公社・公団・雇用促進住宅 ケ その他（ ）				○ 一般：158,000円			
申込者と入居しようとする親族の中に家屋の所有者はいますか？				○ 高齢者・身障者等：214,000円			
ア いる <u>イ</u> いない							
申込状況	町営住宅申込回数						
	前年度まで	本年度	合計				
	〇回	1回	〇回				

注1) 年度途中の就職の方は現在の職場での推定年収を年間所得額の欄に記入して下さい。

注2) この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込を無効とします。

